

構造用パネルの格付の表示の様式及び表示の方法

1 適用範囲

この格付の表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び第30条第1項の規定に基づき行う構造用パネルの格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この格付の表示の様式及び表示の方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの格付の表示の様式及び表示の方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 0360 構造用パネル

3 用語及び定義

この格付の表示の様式及び表示の方法には、定義する用語はない。

4 格付の表示の様式

格付の表示の様式は図1とし、次のa)～f)のとおりとする。

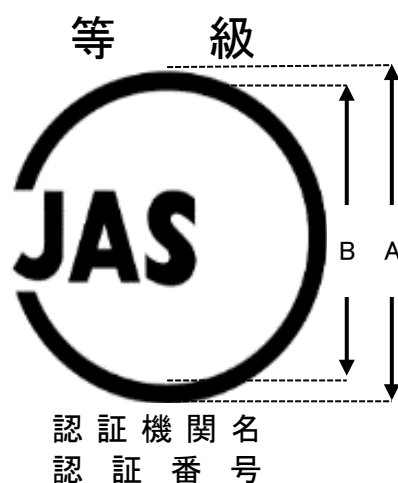


図1—格付の表示の様式

- a) A は、20 mm 以上とし、B は、A の 9/10 としなければならない。
- b) JAS の文字の高さは、A の 3/10 としなければならない。
- c) 等級を表す文字の高さは、A の 1/5 としなければならない。
- d) 等級は、1 級、2 級、3 級又は 4 級の別を記載しなければならない。ただし、**JAS 0360** の**箇条 6** の表示に従って、等級を記載した場合は省略してよい。
- e) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- f) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、**JAS 0360** の**箇条 6** の表示に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載した場合は省略してもよい。また、**図 1** によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

5 格付の表示の方法

各枚又は各こりに、格付の表示を在庫管理により使用数の管理が可能な証票、又は工場の建屋や床に固定され容易に移動できない印字機により、**JAS 0360** の**6.1** の表示事項と同一面で見やすい箇所に、明瞭に付さなければならない。

制定等の履歴

制 定 昭和 62 年 4 月 27 日農林水産省告示第 501 号
一部改正 平成 12 年 6 月 9 日農林水産省告示第 823 号
一部改正 平成 17 年 12 月 27 日農林水産省告示第 1999 号
一部改正 平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 686 号
一部改正 令和 元年 8 月 15 日農林水産省告示第 668 号
最終改正 令和 8 年 2 月 26 日農林水産省告示第 238 号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和 8 年 2 月 26 日農林水産省告示第 238 号
令和 8 年 5 月 29 日から施行する。